

# 千葉県雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱

平成10年	4月	1日	施行
平成13年	4月	1日	改正
平成15年	4月	1日	改正
平成17年	4月	1日	改正
平成22年	4月	1日	改正
平成23年	4月	1日	改正
平成23年	5月	13日	改正
平成28年	4月	1日	改正
平成31年	4月	1日	改正

千 葉 市

## 千葉県雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、「雨水の貯留及び浸透に関する指針」（平成12年11月策定）に基づき、雨水の流出抑制と地下水の涵養並びに雨水の利用を促して自然環境の保全と回復に資するため、住宅等で行う雨水貯留施設及び浸透施設設置工事に要する経費について、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及び単独処理浄化（し尿のみを処理する浄化槽で、浄化槽法第3条の2に該当するもの及び浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に該当するもの）をいう。
- (2) 雨水貯留施設 公共下水道への接続により廃止する浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）を雨水貯留槽に転用し、あるいは新たに市販の雨水貯留槽を設置して、公共下水道又は水路等への雨水流出を抑制する施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 浸透孔を有する雨水浸透ますとその周辺の充てん材等から構成される構造物で、雨水を地中に浸透させる施設をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 雨水貯留施設を設置する事業
- (2) 雨水浸透施設を設置する事業

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、千葉県雨水貯留施設及び浸透施設設置基準第4条に規定する補助対象区域内に土地又は建築物を所有及び占有している者で前条に規定する補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という）とする。

### (補助事業の種目、経費及び補助額)

第5条 補助事業の種目、経費及び補助額は、次のとおりとし予算の範囲内において補助するものとする。

種 目	経 費	補 助 額	
		区 分	補 助 単 価
雨水貯留施設 (既存浄化槽転用 雨水貯留槽)	浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去改造、ポンプの購入設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費、諸経費	既存浄化槽	1基当たり 75,000円
雨水貯留施設 (市販雨水貯留槽)	雨水貯留槽の設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費、諸経費。 ただし自己施工分の工事費、諸経費等を除く。	容量100L以上 200L未満	1基当たり 18,000円
		容量200L以上	1基当たり 25,000円
雨水浸透施設 (雨水浸透ます)	雨水浸透ますの設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費、諸経費	口径150mm 口径200mm 口径又は内法 300mm 口径又は内法 350mm以上  構造は「千葉県雨水貯留施設及び浸透設備基準」とおりとする	1個当たり 11,000円 1個当たり 13,000円 1個当たり 16,000円 1個当たり 26,000円  ただし1宅地4個を補助限度とする。

2 補助金の額は、消費税相当額を含むものとし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者が規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする時は、補助事業に係わる工事の着工前に雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事場所の案内図
  - (2) 平面図・構造図
  - (3) 見積書
  - (4) その他、市長が必要とする書類
- 2 前項の規定に関わらず、補助事業者自ら施工可能な市販雨水貯留槽について補助金の交付を申請しようとする時は、その製品購入後60日以内に雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出できるものとする。
- (1) 工事場所の案内図
  - (2) 平面図・構造図
  - (3) 領収書
  - (4) その他、市長が必要とする書類

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、補助金の交付の目的を達成するため次の各号の条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ承認を受けること。
- (2) 補助事業中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等承認の申請)

第8条 補助事業者が前条第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事変更(中止・廃止)申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補助決定通知)

第9条 市長が規則第6条第1項の規定により通知をするときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助決定通知書(様式第3号)によるものとする。

2 市長が規則第6条第2項の規定により通知をするときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付決定兼額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者が規則第12条の規定により報告するときは、補助事業が完了した日から3日以内に、雨水貯留施設及び浸透施設実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の申請に伴い、規則第12条の規定により報告するときは、補助事業完了後速やかに、雨水貯留施設及び浸透施設実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第11条 市長が規則第13条の規定により通知するときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者が規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(管理協定の締結)

第13条 補助事業者が前条の請求書を提出するときは、雨水貯留施設及び浸透施設の管理に関する協定書（様式第8号。以下「協定書」という）2通に署名押印して市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第14条 市長が規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により通知するときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

(返還命令)

第15条 市長が規則第18条第1項又は第2項の規定により返還を命ずるときは、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次の各号に掲げる財産の区分によりそれぞれ該当各号に掲げるとおりとする

- (1) 雨水貯留施設 7年以上
- (2) 雨水浸透施設 7年以上

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月13日から施行する。

2 改正後の第6条2項の規定は、平成23年4月1日から施工の日までに購入した  
ものについても適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。